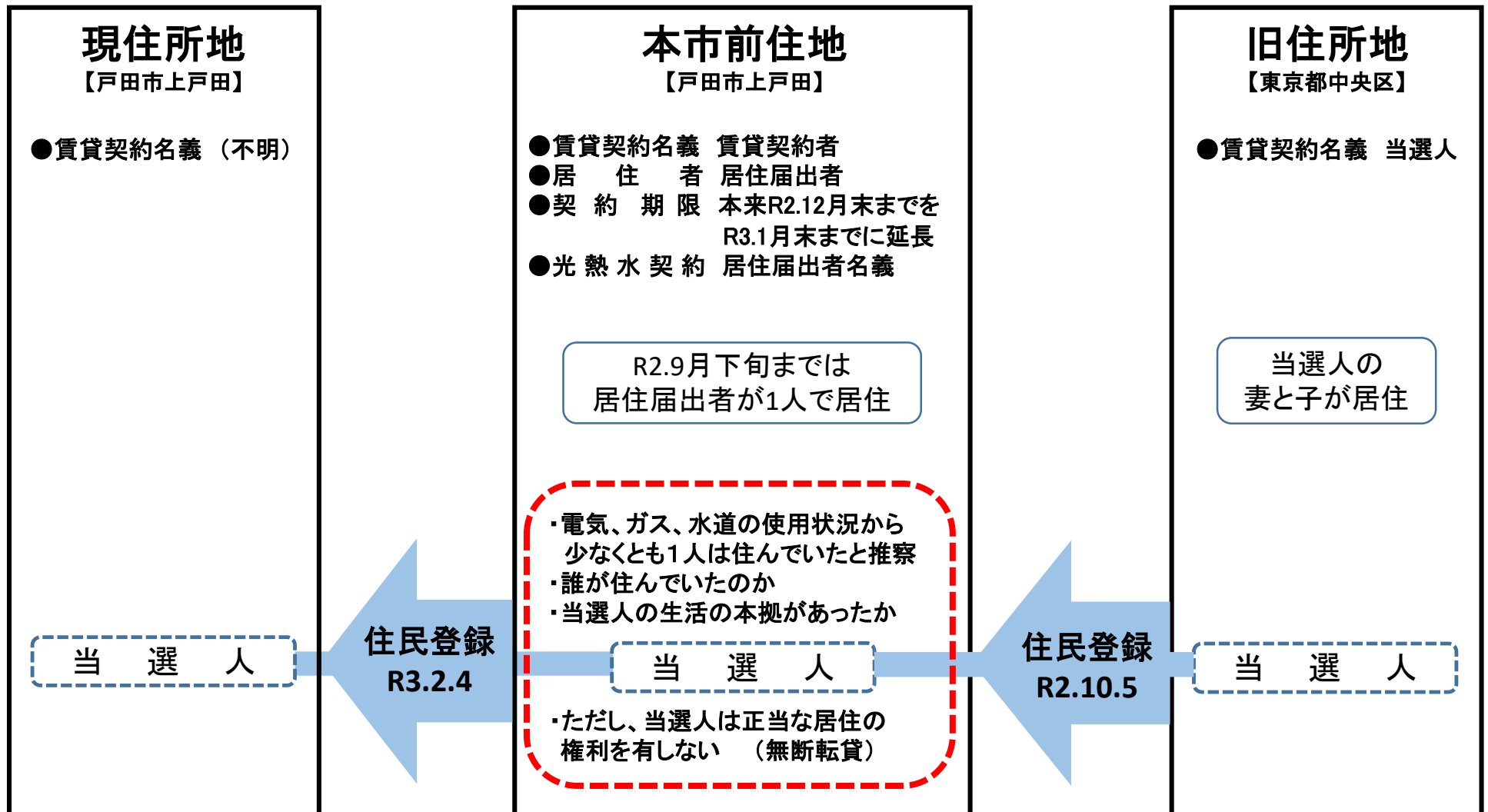


当選の効力に関する異議の申出に係る決定書 ポイント整理

| | 客観的事実、証言、状況からの判断等 | 留意点 |
|-----------------------------|--|---|
| <p>本市前住地の状況 (戸田市)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税納税通知書等が3回にわたり返戻となり公示送達の手続をした ・東京都中央区保険年金課からの郵便が1回返戻になった ・アパートの契約の名義人が当選人でなく、居住届出者の親族(賃貸契約者)になっている ・当選人が住んでいた場合は転賃にあたるが、不動産会社や建物所有者はその事実を知らなかった ・電気、ガス、水道の契約の名義人が当選人ではなく居住届出者になっている ・表札を掲出していない ・日常の買い物を表す領収書やレシートについては、数枚程度しか提出がない ・ATM、ETC、Suica、ネット通販、クレジットカードなどの利用明細や履歴の提出を求めても提出がない ・パスポートやクレジットカード等の住所変更の手続を確認できる書類等の提示がない ・自ら提示した交通反則通告書については、免許証記載の本来の住所欄が切り取られていた ・居住届出者は「当選人に鍵を渡した後、当選人がいつから住んでいるかはわからない」と証言 ・聞き取りを行った周辺住民の5人全員が、「当選人らしき者を見たことがない」と証言 ・仮に、本市前住地が一時的に滞在場所としていた期間があったとしても、1月31日に確実に明け渡すことを前提で、正当な居住の権利が全く無いにもかかわらず無断で滞在していたのであるとすれば、継続的な居住の意思があったとは考えにくい ・当選が不確実な選挙運動期間中に限っての単なる一時的な居所に過ぎないと言わざるを得ない ・以上の点に鑑み、旧住所地から生活の本拠を移したとまでは到底いえない | <ul style="list-style-type: none"> ・届いた郵便物も一部あった ・電気、ガス、水道の利用状況からすると、少なくとも誰かしら1人は住んでいたことが推察できる ・当選人と当選人の妻は「当選人が1人で住んでいた」と証言 |
| <p>旧住所地の状況 (東京都中央区)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き妻子が住んでいる ・マンション、電気、ガス、水道の各契約名義は当選人となっている ・水道の使用量が転居後も減らない ・郵便局への転居届を出していない ・運転免許証の住所変更をしていない(交通反則通告書から推察) ・東京都選挙管理委員会宛てに1月に提出した届出によると、自宅の住所は都内と表記 | <ul style="list-style-type: none"> ・当選人と当選人の妻は「中央区にはほとんど戻らない、泊まったことはない」と証言 ・当選人と当選人の妻は「妹が子供の世話で通い滞在していた」との証言 ・当選人の妻は「表札は掲出していない」との証言 |

居住実態調査 イメージ図



【用語について】

- 当選人 スーパークレイジー君こと証人西本誠
- 居住届出者 当選人と同じ本市前住地に住民登録していた証人B
- 賃貸契約者 居住届出者の親族C